

1. 経営管理者の資格要件について

(1) 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に寄せられた「建設業の欠格要件となる経営管理者に係る資格要件の見直し」について、経営管理者制度の趣旨について改めてお示し頂きたい。

建設業は発注者との請負契約に基づく一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行なわなければならず、また、工事の目的物の完成までその内容に応じた施工管理を行い、完成後、発注者に目的物を適切に引き渡すことが求められる。

このように、建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しており、発注者保護の観点から、適正な建設業の経営を確保するためには、経営業務を担当する役員等に建設業の経営業務について責任ある立場で一定以上の経験を有する者を最低一人は置くことが必要であり、経営業務の管理責任者の確保が許可の要件として定められているものである。

(2) 近年の商法改正や個々の企業における取締役数の削減、社外役員の増大、任期の短縮などのコーポレートガバナンス改革の進展など、社会経済面における情勢変化を踏まえた経営管理者制度の見直しの要否について貴省のお考えを改めてご教授頂きたい。

- 1.(1)に述べたとおり、責任ある立場で一定以上の経営経験を有する者を役員の中に確保することは、発注者を保護し、適正な建設業の経営を確保する上で必要であると考える。
2. 経営業務の管理責任者に関する実務経験期間については、建設業において工事の契約から引渡し、補修までの一通りの業務を経験するための期間等を踏まえ、5年間としているところであり、必要な経験年数であると考えているところ。
3. また、「執行役員」を経営業務の管理責任者としてその任にあたることのできる役員として認めることについては、いわゆる「執行役員」は商法等の法令上に権限及び責任等が定められておらず、その業務の範囲及び権限が個々の企業に委ねられており、役員と同等の権限等を有しているか否かを一律に判断することはできないため、執行役員であることをもって役員と同等に取扱うことは困難であるものと考える。

2. 監理技術者の資格要件について

(1) 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に寄せられた「監理技術者などの配置資格の要件の見直し」について、制度の趣旨について改めてお示し頂きたい。

- 建設業は、一品ごとの注文生産であり、施工現場の状況に応じて適切に施工する必要があること、その施工段階では下請業者を含めた多くの者による多様な行程を総合的に管理する必要があることといった特徴を有しており、施工の成否は実際の施工に当たる技術者の能力によって大きく左右される。このため、建設業法では一定の資格を持った技術者の配置を求め、発注者の保護を図っているところである。
- また、発注者は、請負契約に基づき、技術者の能力に裏打ちされた建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事を注文している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。
- こうしたことから、建設業法では発注者保護のため、施工の規模等に応じて必要な技術者の配置等を求めており、技術者が適正に配置されていないこと等による不良施工や一括下請負等の不正行為を排除することで、建設工事の適正な施工を図っている。

(2) 電気通信工事など、一部の建設業種では、技術士以外の国家試験による資格検定がなく、他の業種と比較した場合、資格の取得要件が厳しくなっていると考えられるが、そのことについての貴省のご見解を伺いたい。

- 監理技術者等の職務は、建設工事の適切な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、設計図書の内容等を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。
- 特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。
- このため、監理技術者になり得る者の要件としては、各業種の技術者としての資質(知識、技術及び技能)が確保されるものでなければならず、試験のカバー範囲や難易度、実務経験の年数など一定の条件をクリアしたものでなければならない。
- 電気通信工事においては、現状では監理技術者としての資質を満たした試験制度としては技術士しかない状況にある。

(3) これまで、監理技術者になるための資格要件（工事請負金額の見直し）を引き上げているが、この引き上げの根拠をご教示頂きたい。また、今日的な本要件の見直しの是非についての貴省のご見解を伺いたい。

1. 建設業法施行令においては、建設業法上の各規制の適用範囲を、各規制の趣旨目的に照らしつつ具体的な金額をもって定めている。
2. これまでの引き上げについては、制度創設時の金額に物価上昇等を加味して行われており、建設工事分野における物価上昇の程度を示す指標としては、「建設工事費デフレーター」を用いている。
3. 今後も物価の変化等を踏まえて適切に定めていくが、今日的な本要件見直しについては、物価の変化等が見直しをするほど大きくなく、直近平成6年に改正した金額の合理性は失われていないと考えている。

(4) 法令上は監理技術者の専任を必要としない工事金額3,000万円以下の工事についても、専任を要請される場合があり、それが監理技術者の工事現場への専任配置をより困難なものとしている実態がある。そのことについての貴省のご見解を伺いたい。

1. 建設業の許可を受けている建設業者は、工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、必ず現場に主任技術者を置かなければならず、発注者から直接工事を請負い、そのうち3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を置かなければならないこととされている。
2. 公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額が2,500万円以上のものについては、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置くこととされている。これは、元請、下請にかかわらず適用されるものである。